

# 第1章

## 環境教育に取り組むにあたって

### 第1節 環境教育の基本的な考え方

#### 1 環境教育の重要性

人間は、地球環境からの大きな恵みに支えられて、初めて健康で文化的な生活を送ることができる。本県においても、縁豊かな森林と里地里山、生活に潤いを与える河川や湖、美しい自然海岸と日本海という、豊かで美しい自然環境のもとで、県民の健やかな生活が営まれてきた。

一方、人間の日々の生活や経済活動は自然環境に大きな負荷を与えてきている。近年、経済社会が飛躍的に発展したことにより、我々の生活は物質的に豊かになり、利便性も向上した。それに伴い、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムが定着し、河川、湖沼、海洋、大気の汚染、廃棄物の排出、地球の温暖化やオゾン層の破壊等、身近な環境問題や地球規模の環境破壊が生じている。

このような環境問題を改善するためには、ライフスタイルを見直し、環境に配慮したものへと転換していくことが必要である。すなわち一人ひとりが人間と環境との関わり（人が適切に関わることにより守られる環境、人が関わらないことにより守られる環境）について理解を深め、環境に配慮した生活や責任ある行動をとることが求められている。

このような多様で複雑な人と自然との関わりのもと、環境問題や環境保全に主体的にかかわる能力や態度を育成するために、環境教育の重要性はますます高まっている。

#### 2 環境教育の法律、条令等の位置づけ

##### （1）環境教育等促進法及び同法に基づく基本方針

持続可能な社会の構築を目指し、環境教育等の理念や、国民、民間団体等の責務等を定めた「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が平成15年7月に公布された。

平成23年6月には、その一部を改正した「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）が公布され、さらに、この法律に定められた事項を推進するために、平成24年6月に「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

##### （2）教育基本法

平成18年12月に改正された教育基本法において、教育の目標の一つとして「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。」（第2条第1項第4号）と規定された。

### （3）学校教育法

平成19年6月に改正された学校教育法において、義務教育の目標の一つとして、「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。」（第21条第1項第2号）と規定されている。

### （4）島根県環境基本条例及び島根県環境基本計画

平成9年に制定された島根県環境基本条例では、「環境教育及び環境学習の振興等」を県の基本施策の一つとして次のように位置づけている。

#### （環境教育及び環境学習の振興等）

第17条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講じるものとする。

さらに、この条例に基づき平成23年3月に策定された「第2期島根県環境基本計画」では、「環境保全に向けての参加の促進」を基本目標の一つとし、その中で環境教育・環境学習の推進を重点施策として次のとおり掲げている。

#### 基本目標6. 「環境保全に向けての参加の促進」

##### ○基本施策6-1 環境教育・環境学習の推進

「環境」への正しい理解を通して、一人ひとりが環境に配慮する意識を高め、環境保全活動を推進します

##### ○重点施策6-1-1環境教育・環境学習の推進

「あらゆる世代が環境について学習できるようにするため、県民、学校、事業者、NPO等が連携して総合的・体系的な環境教育・環境学習の推進を図ります。特に、教育委員会と環境担当部局との連携体制を整備し、各学校における取組の底上げを目指すなど学校における環境教育の充実を図ります。」など

## 3 環境教育とは

### （1）国際会議における環境教育に関する議論

①環境教育は、昭和47年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」において、その重要性が指摘され、環境教育の国際的な広がりのきっかけとなった。

②昭和50年には、「国際環境教育会議」において、環境教育の目的を明確化した「ベオグラード憲章」が採択された。憲章には、個人及び社会集団が具体的に身に付け、実際に行動を起こすために必要な目標として「認識、知識、態度、技能、評価能力、参加」の6項目が掲げられている。

③その後、様々な国際会議での議論において、“環境教育の目的は、環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成することであること”が明確に示され、“環境教育は、あらゆる場において、また、対象となる人の発達段階又は生活のあり方に応じ、行動に結びつく人材を育てるという視点で行われること”が求められるようになった。

## （2）環境教育等促進法における定義

環境教育等促進法では、「持続可能な社会」について「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」(第1条)と定義した上で、環境教育を「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」(第2条第3項)と定義している。

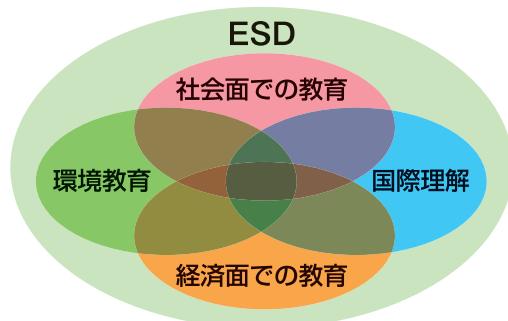
これについて基本方針では、“私たちの生活が環境の恵みの上に成り立っていることを実感し、私たちの活動に起因する環境負荷が、環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、何よりも「行動」に結びつけていくための環境教育・環境学習が必要”としている。

### ★持続可能な社会を目指して

現在、国連教育科学文化機関（ユネスコ）を推進機関として世界各国で「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development以下「ESD」）」の取組みが進められている。

ESDとは、一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育をいう。

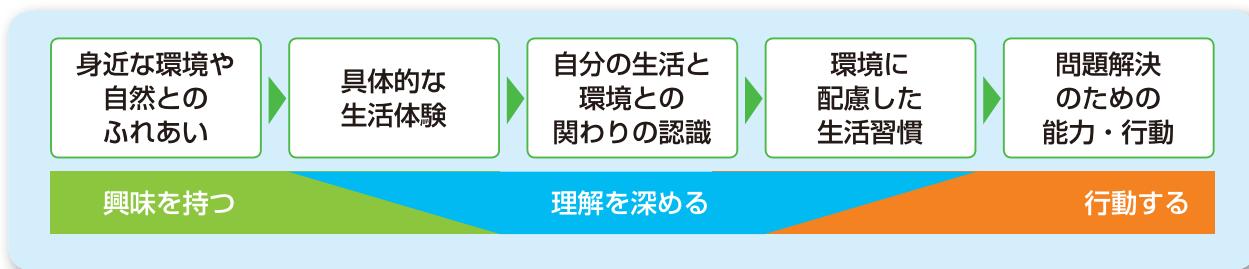
ESDを推進するためには、環境教育に経済・社会の観点を盛り込み、学習者一人ひとりが持続可能な社会づくりに参画する力を育むことが重要である。



## 4 「学校における環境教育の手引」について

島根県では、学校、家庭、地域、事業者、行政における環境学習の取組の方向をまとめ、総合的・体系的に推進するため、平成13年3月に「島根県環境学習基本指針」を策定している。

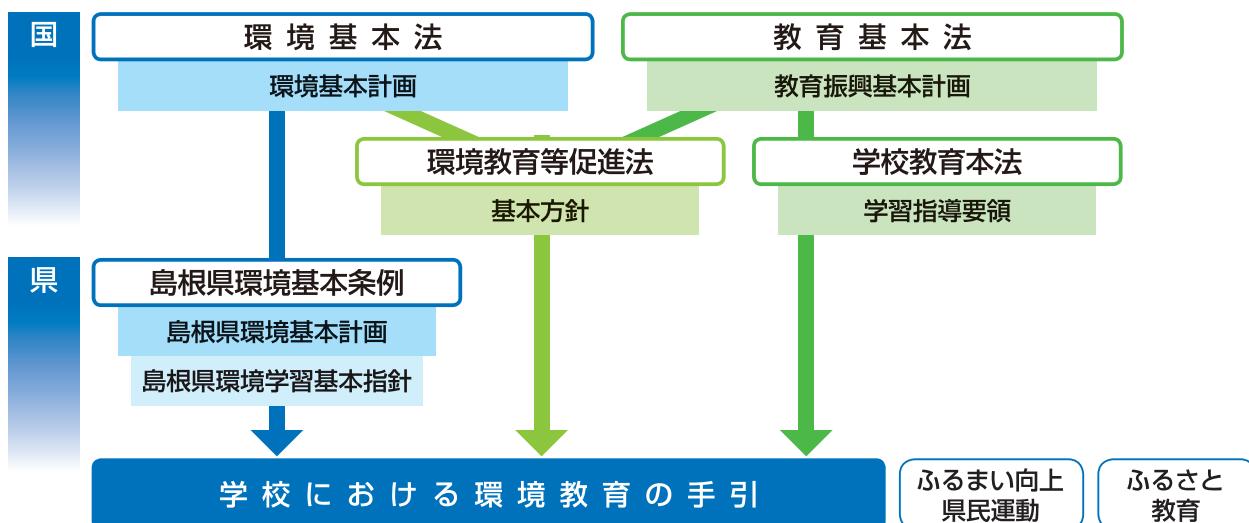
この中で、学校における環境教育については、「各教科や道徳、特別支援活動、「総合的な学習の時間」等のすべての教育活動を通して推進される必要があり、地域における自然、文化、社会等関わる体験活動を多く取り入れ、実際に体験することを通して、自然や環境問題に対する感受性や興味・関心を喚起することが重要です。児童生徒の発達段階に応じて、次のように段階的に環境学習実施することが望まれます。」としている。



この「学校における環境教育の手引」は、学校において環境教育の取組が進むよう、島根県環境学習基本指針に掲げられた内容から更に踏み込んで、環境教育にあたっての留意点や具体的な事例などを、環境保全を取り巻く状況を踏まえてまとめたものである。

この「学校における環境教育の手引」と、平成14年～16年に島根県と島根大学が共同で作成した環境学習プログラム「21世紀を生きるきみたちの環境学習」(幼児～小学校低学年編、小学校中学年～高学年編、中学校編)を合わせて活用することで、各学校における環境教育がより一層充実することが期待される。

### ●学校における環境教育の手引の位置づけ



#### ★ふるまい向上県民運動

この取組は、「礼儀、作法、挨拶、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動、生活動作、思いやり」などを「ふるまい」と総称して、乳幼児から大人まで、島根県民みんなで、「ふるまい」を向上させていくこうというもの。

「ふるまい」を身につけるということは、社会人として「自立して生きる力」「人と共に生きる力」を自ら育んでいくということで、“人”に対する「ふるまい」だけでなく、“環境”に対する「ふるまい」の視点も重要である。

#### ★ふるさと教育

ふるさと教育とは、地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった教育資源（「ひと・もの・こと」）を活用し、学校・家庭・地域が一体となって、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい子ども児童生徒を育むことを目的としている。

## 第2節 環境教育の要点

基本方針には、環境教育の目標、内容、手法とその実現のための施策に係る共通の方向性が定められており、環境教育に取り組む際は、基本方針等に示されている内容を踏まえる必要がある。

### 1 環境教育によって育成することを目指す人間像

環境教育によって育成することを目指す人間像（環境保全のために求められる人間像）としては、例えば以下の7つが挙げられる。ただし、このような人材は、環境教育のみならず、家庭、学校、職場、地域等における、あらゆる教育の取組によって育成していくべきものであることに留意する必要がある。

- 知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことできる人間
- 知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
- 他者と議論し、合意形成することのできる人間
- 「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間
- 他者の痛みに共感し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間
- 理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人間
- 既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間

### 2 環境教育によってはぐくまれるべき能力

環境教育によって育成することを目指す人間に求められる能力としては、大きく「未来を創る力」と「環境保全のための力」に分けることができ、これらをはぐくむのが環境教育の役割だということができる。

#### ○未来を創る力

- ・社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力
- ・課題を発見・解決できる力
- ・客観的・論理的思考力と判断力・選択力
- ・情報を活用する力
- ・計画を立てる力
- ・意思疎通する力（コミュニケーション能力）
- ・他者に共感する力
- ・多様な視点から考察し、多様性を受容する力
- ・想像し、推論する力
- ・他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力

- ・地域を創り、育てる力
- ・新しい価値を生み出す力 等

#### ○環境保全のための力

- ・地球規模及び身近な環境の特徴を理解し、その変化に気づく力
- ・資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力
- ・環境配慮行動をするための知識や技能
- ・環境保全のために行動する力 等

### 3 環境教育に求められる要素

学校における環境教育は、各教科や総合的な学習の時間等で扱われており、また、職場や地域社会では、事業活動や地域の自然や社会に応じた環境教育が実施されている。このように環境教育は様々な立場や内容のもとで実施されているが、共通の基礎的要素としては、以下のことを重視する。

#### ○自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること。地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと

- ・経験や生活に即さない学びや、実感を伴わない学びは具体的な行動には結びつきにくいため、環境教育の観点からも、地域の身近な課題に対する取組を体験することによって、学びに実感を伴わせることができるとともに、地域への関心・愛着に裏打ちされた行動につなげができる。

#### ○双方向型のコミュニケーションにより、気付きを「引き出す」こと

- ・知識の一方通行に終始させるのではなく、協働経験を通じた双方向型のコミュニケーションによって、学習に参加する者同士から気付きを「引き出す」ことが重要。

#### ○人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること

- ・人間と環境との関わりに関するものとしては、例えば、日常の消費生活や事業活動等は健全な環境があって初めて実現するものであること、私たちの活動が、こうした微妙な環境のバランスに影響を与えていていること等が挙げられる。
- ・人間と人間との関わりに関するものとしては、環境負荷を生み出している社会経済の仕組み、私たちの生活や文化の在り方について理解すること等が挙げられる。この両方を学ぶことで、持続可能な社会に向けての道筋を把握することができる。

#### ○環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること

- ・環境問題は、科学的に原因を追求し、対策を講ずることが必要。環境教育も科学的な視点を踏まえ、環境問題を客観的かつ公平な態度でとらえていくことが求められる。
- ・例えば、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質からの放射線による影響についても、客観的な科学的知見に基づいた知識を身に付けて、適切に理解・判断することが必要で、そのための教育活動が必要。
- ・また、環境教育を受ける者が環境問題を客観的かつ公平な態度でとらえるためには、環境教育

を進めるに当たって、環境問題には複雑な因果関係があり、あらゆる人が環境を破壊したり負荷をかける側にも、環境破壊によって被害を受ける側にもなり得るという視点を盛り込むことが重要。

○生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること

- 環境問題が生産・流通・消費・廃棄によって成り立っている社会経済の構造の中で生じており、私たちの消費生活が直接見えない部分で環境に影響を与えていていることについて、気付きを引き出すために、製品のライフサイクルの視点で温室効果ガスの排出量や生物多様性への影響等の環境負荷をとらえる視点を盛り込むことが重要。

○豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと

- 環境教育を通じて、恵み豊かな環境が人間の生存にとって不可欠であるのみならず、物質的にも精神的にも、さらに、学術的にも価値あるものと認識し、これを大切に思う気持ちをはぐくむことが必要。

○いのちの大切さを学ぶこと

- いのちの大切さを学ぶことも環境教育に期待されている大きな役割。昨今、国内外いのちを軽視する悲しい行動、出来事が見られる。環境教育により、いのちあるものに触れ、いのちの尊さ・神秘さから感動を得て、いのちを尊ぶ心をはぐくむことが期待されている。また、この地球上でいのちのあるものは相互に関わり合い、支え合う存在であることを感じ、理解することにより、社会全体がいのちを大切にするようになることが必要。
- また、外来種や増えすぎた野生生物が本来あるべき生態系を乱し、様々な被害の原因となっているとき、人が積極的にこれに関与し、他の動物や植物のいのちを守りはぐくむために適切な対処を行うことが必要な場合もあることを、バランスよく学ぶことが重要。

## 4 環境教育を行う際の主な視点

環境教育を行うに際には、次のことも留意して進めることが大切である。

①持続可能な社会の構築を目指す

環境教育は、知識の習得だけにとどまらず、環境や環境問題に关心をもち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、自ら環境保全に参加する態度及び環境問題解決のための能力などを育成することを通して、持続可能な社会の構築を目指すことが必要である。

②学校、家庭、地域社会等と連携する

環境教育や環境保全のための取組は、学校教育の中だけで行うのではなく、家庭、地域社会、職場等のそれぞれの状況に応じて行う必要がある。学校における環境教育も、そうした家庭や地域社会等における取組と連携することで環境問題や環境保全活動等がより具体性をもち、児童生徒が自分の問題として考え方行動することが期待できる。

### ③発達等に応じて内容や方法を工夫する

環境教育は、幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対し、それぞれの段階に応じて体系的に行なうことが大切である。

児童期においては、人間と環境とのかかわりについての関心と理解を深めるための自然体験や生活体験などの積み重ねが重要である。自然との触れ合いの機会を多くもたせ、児童の感受性を刺激し、様々な発見の中から好奇心を育て、創造力育成の基礎をつくることが必要である。そして、発達に伴って、児童の関心と生活体験を軸にして問題解決のための課題や方法を見いだす能力を育て、環境の改善や保全、創造に主体的に働きかける態度や、参加のための行動力を育てるしていくことが必要である。

### ④地域の実態から取り組む

特に、児童にとっては、地域の身近な問題に目を向けた内容で構成し、身近な活動から学習を始めることが有効である。そこから、身近な環境問題が地球規模の環境問題につながっていることを認識させることで、地球の環境を意識した問題解決の意欲、態度、行動力を育てることが重要である。

### ⑤消費生活の側面に留意する

日常生活で消費する様々な商品は、生産、流通、消費、廃棄というプロセスを経る。このようなプロセスを通して、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進め、環境に対する負荷の少ない循環型社会の形成を目指すことが必要である。その際、消費者の立場からは、環境にやさしい商品の購入や環境に及ぼす影響の少ない商品の使用・廃棄などについて留意することが重要である。これは、商品選択や意志決定の能力の育成を図るとともに消費生活にかかわる環境保全の取組に積極的に参加しようとする消費者教育の視点につながるものである。